

生徒心得

学校生活の心得は、生徒諸君が本校の教育方針にそって秩序ある学校生活を送るための指針を示したものです。藤井寺工科高校生としての誇りと自覚をもって良い校風を築くように努めましょう。

校内外生活について

- ① 遅刻・欠席をしないこと。
- ② 下校時刻を厳守すること。
- ③ 通学には自動車・単車・原付自転車を使用しないこと。
- ④ 自転車通学者は雨天の際に雨ガッパを使用して、傘などで片手運転をしたり、又二人乗り等危険な乗車をしないこと。自転車は必ず施設の上、自転車置き場に整然と置くこと。尚、校内での走行は禁止する。
- ⑤ 登校後は許可なく校外に出ないこと。外出・早退の必要のある時は担任の許可を受けること。
- ⑥ 土曜日・日曜日・祝日の登校は原則としてしないこと。
- ⑦ 着用品・所持品は華美に流れないようにし、そのすべてに学年・系・組・氏名を明記すること。
- ⑧ 校舎・器物を愛護し、環境の美化に努力すること。建物・器物等を損傷した場合には直ちに担任に届け出ること。
- ⑨ 学校内外を問わず集会・催し等を行い、又はこれに参加する場合、及び印刷物等の配布、掲示、及び放送等を行う場合は、事前に担任又は顧問を通じて生活指導部に届け出、学校長の許可を受けること。
- ⑩ 金品を紛失又は拾得した場合には、直ちに担任又は生活指導部に届け出ること。
- ⑪ 以下の行為を禁止する。
 - 1 飲酒・喫煙、 2 いじめ、誹謗、中傷、 3 風俗営業店等への立ち入り、 4 無許可運転免許取得、 5 無免許運転並びに交通規則違反、 6 凶器・危険物等の所持、 7 薬物の乱用、 8 賭博等、 9 その他の反社会的行為。

服 装

- 1 常に定められた制服を着用する（着用の期日は設けない）。服装はそれによってその人の人格がうかがわれるものであるから、正しく着用し清楚端正であること。
- 2 高等学校生徒としての品位を失わないよう質素を旨とし、いたずらに流行を追い、ぜい沢華美に流れないように心掛けること。
- 3 病気その他止むを得ない理由で、規定の服装以外のものを着用する場合は、事前に生活指導部の許可を受けること。（許可証認印）

服装の規定

1 冬 服

○標準学生服の着用時

上衣は標準型の黒色詰襟学生服に所定のボタンを使用、左襟に校章、右襟に系章をつける。

下衣は標準型の黒色長ズボンとする。裾幅が目立って細いものや広いものを着用しない。

○紺サージ背広型の着用時

所定の制服を着用し、リボンをしめ左胸に校章・系章をつける。スカートの裾丈が目立って長いものや短いものを着用しない。

2 夏 服

○カッターシャツ（半袖、長そで）着用時白無地の開襟シャツまたはカッターシャツおよび、黒長ズボンを着用し、シャツの裾はズボンの中に入れる。左胸に系章をつける。

○ブラウス着用時

本校規定の白地（無地）半袖ブラウス・スカート。左胸に系章をつける。

3 通学靴

運動靴、又は学生らしい靴を着用する。ただし、雨天時はレインシューズを使用してもよい。

（サンダル・草履・クロックス・下駄等の着用は禁止する）

4 上 靴

上履及び体育館シューズは本校指定のものを使用する。（土足は厳禁とする）

5 通学靴

学生らしい靴を用いる。

6 頭 髪

常に清潔に保ち、いたずらに流行を追うことなく学生らしい品位ある髪形とする。なお、パーマ・染色・そり込み・ツブロックは禁止する。

7 レインコート・防寒着

学生らしいものを着用する。無地で色は黒・茶・紺・グレー等で華美にならないものとする。ただし、校舎内では脱ぐこと。

8 カーディガン・セーター着用について

- 1 本校の規則に於いて、体温調整は学生服上衣着用とする。
- 2 学生服上衣着用後も寒さを感じる場合は、体温調整の手段の一つとして、カーディガンやセーター等をインナーとして着用することを認める。ただし、無地、色合いは単色で、学生服と同色の黒もしくは紺とする。
- 3 フード付きパーカー等は禁止とする。

註 上記の服装規定の詳細については、生活指導基準に準拠する。

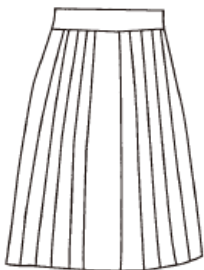
冬服紺サージ背広型



背広上衣 夏服白（無地）半袖
ブラウス・ブロード



○背広下長袖白ブラウスブロード
合服としても着用する。
○ネクタイは紺色、棒タイ。



（年中着用）24本箱ひだ



ベスト（冬合着用）